



川西 絹子 議員 (民主)

高齢者住宅の建設促進について

① 70・80歳代の多くの方々、住宅費等の生活費に占める割合が大変多く不安だといふことだ。年金所得で月額15万円以下の方が適正家賃で安心して住んでいられることが、老後を心豊かに長生きできることだ。介護保険の対象にならない高齢者住宅の建設が急務だ。福祉施設と並行して計画されることが望ましいが、高齢者向け住宅の建設について考えは。②大井林町都営住宅跡地を高齢者施設として検討している。高齢者住宅を検討の中に入れては。

福祉高齢事業部長 ① 高齢者住宅の申請は160人程度で推移し、今後の高齢者人口の増加や現在の高齢者住宅に入居している居住者の身体レベルの低下の状況等を踏まえると、福祉施設と併設し見守り体制やバリアフリーに配慮したある程度の身体レベルまで継続居住できる住宅の整備が一定量必要だと考える。②跡地が取得できる場合は、小規模多機能型居宅介護施設などの併設も含め具体的に検討する。

介護サービスにたずさわる人の人材確保と労働環境・処遇改善について

①福祉介護に従事する人は、全労働者の中でも賃金が低く、

は、都会の中でこそ必要だ。区民や地域に開放できる学校跡の施設のほかに、品川区から多世代の人が集まれる昆虫自然館を設置しては。

八潮地区学校跡利用計画について

①自然の生態を楽しめ、心の豊かさを長くむため身近なところで経験できること

地球温暖化対策として太陽光発電システムの公共施設での計画について

①第二次品川区地球温暖化防止対策実行計画が出され、第一次計画からの継続や新規に取り組み事業が挙げられて

環境清掃事業部長 ①第二次品川区地球温暖化防止対策実行計画においてCO2排出抑制のための公共施設整備の配慮事項として位置づけ、太陽光発電装置を導入している。しかし設置に当たっては、形状、荷重など設置上の課題があり施設事情に応じた検討が必要だ。シリコン型パネルを含めた技術革新の状況を見据えながら、施設建設や大規模改修の機会をとらえ区有施設への導入をさらに進める。



大沢 真一 議員 (自民)

公会計制度改革の動向と品川区の取り組みについて

①平成20年第3回定例会で地方公会計制度改革の推進に関する意見書が可決、決定され国に提出された。区は、これまで公会計制度改革に向けてどのような取り組みを進めてきたのか。②3つの会計方式に分かれているようだが、それぞれの違いと特色は。③採用する方式が分かれることと自治体間に混乱が生じる心配はないのか。④品川区ではどの方式を採用するのか。また、新しい取り組みは平成20年度決算から適用になると聞いているが、区民への公表はどのように行われるのか。⑤今年度から一部施行された財政健全化法との関係はどのようにとらえたらいいのか。⑥国においては平成20年度予算において表示科目の抜本的見直しが行われたと聞いている。区の財政状況を知る資料である予算書などは、区民にとってもわかりやすい表示方法などが求められると考えるが、いかがか。

区長 ①総務省基準に基づきバランスシートや行政コスト計算書の作成を行い、これをもとに区民向けに「品川区の経営状況」を発行するとともに、条例で定める財政状況の公表の際の決算説明などへの活用も図っている。今年度からは第三セクターを含む連結バランスシートの検討を進めている。②主に資産評価の取り扱いが異なることなど。③選択がまちまちでは財政状況の比較検討に活用できないため、全国標準の方式に一本化が望ましいと認識する。④国の総務省方式改定モデルを採用する方向で検討している。「広報しながわ」などでわかりやすく公表していく。⑤いずれも財政運営の客観性・透明性を高めることを目的としている。⑥新長期基本計画のスタートを契機に事業項目全般にわたる見直しなどを行う考えであり、より見やすくわかりやすい予算書となるよう工夫改善を図る。

山北町の「ふれあい区民農園」の活性化について

①山北町でも、高齢化や廃業などにより農業従事者の減少が起こっている。ふれあい区民農園での活発な農業指導が減速化するなどの影響が考えられるが、今後のふれあい区民農園の農業指導体制について、対策と課題は。②農園利用者の固定化があらわれているとの認識を得ているが、区の見解、対策や新規利用者開拓のための取り組みは。③区民生活事業部長 ①地元から新たな指導者を確保する

ことは困難な状況もあり、地元以外からの指導者の確保やベテラン利用者の協力など対策を検討する必要がある。②辞退者が出た場合、広報しながら募集を行っている。継続利用を認めていることから利用者固定化の傾向があり、需要の見きわめなどを行いながら方法を検討していく。

介護従事者の確保に向けた取り組みについて

①区の介護現場における介護の需要と供給のバランスについて現状をどのように把握し、認識などしているのか。②国の「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」など、動向を踏まえた区の取り組みについて伺う。③国では

①区は介護現場における介護の需要と供給のバランスについて現状をどのように把握し、認識などしているのか。②国の「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」など、動向を踏まえた区の取り組みについて伺う。③国では

採択されて区長に送られた請願についての報告

平成20年第3回区議会定例会で採択し、区長に報告を求めた請願について、次のとおり報告があったので、お知らせいたします。

消費者行政の体制・人員・予算の更なる拡充を求める件に関する請願

1 品川区では、消費生活相談において、相談員を最近の10年間で4名から1・5倍の6名に拡充し、今年度からは新たに第4火曜日の夜間相談も実施するなど、相談者の利便を図っております。今後も状況に応じた対応が取れるよう必要な措置を講じてまいります。

2 他自治体との連携に関しましては、東京都消費生活総合センター主催の相談員を対象としたアドバイザー会議を毎月開催しており、また都区消費生活センター所長会、東京都・市区町村消費者行政担当課長会も定期的に開催し、それぞれの立場における情報交換を行っております。今後もこれらの会議を活用し、連携を強めてまいります。

(仮称)荏原西地区小中一貫校の校庭使用に関する請願

区では、身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、区立小中学校の施設を学校教育に支障の無い範囲で開放し、区民の地域スポーツ活動を促進しているところですが、荏原西地区の小中一貫校につきましても、竣工後は学校教育に支障の無い範囲で地域に開放し、多目的にご利用いただく予定であります。